

議案第 33 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年日出町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 投票所の投票管理者の項中「12,800 円」を「14,500 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300 円」を「12,800 円」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600 円」を「10,900 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。